

第 57 回 松江市都市計画審議会 議事録

- 1 日時 令和 6 年 9 月 24 日（火）10 時 30 分 ～12 時 00 分
- 2 場所 島根県市町村振興センター 6 階 大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員（17 名中、出席者 15 名）

細田智久会長、井上悦子委員、井上亮委員、海德邦彦委員、川島光雅委員、伊藤益彦委員代理交通総務課長様、高須佳奈委員、田中昌子委員、野々内誠委員、松浦俊彦委員、三島良信委員、村松りえ委員、森佳子委員、中村壽浩委員、柳原治委員、須山恒委員
 - (2) 事務局

まちづくり部長、都市政策課長、都市政策課計画係長、都市政策課開発指導係長、産業経済部次長（農政課長）、産業経済部次長（農業委員会事務局長）、農政課農業企画係長
- 4 議題「新たな土地利用制度の検討について」
- 5 傍聴者数 7 名
- 6 所管課 松江市 まちづくり部 都市政策課（電話 0852-55-5373）

第 57 回 松江市都市計画審議会 議事録

発言者	議 事
事務局	それでは、定刻となりましたので、これより第 57 回松江市都市計画審議会を開催いたします。 それでは、開会にあたりまして、事務局を代表し、まちづくり部長からご挨拶させていただきます。
部長	(挨拶)
事務局	ありがとうございました。つづきまして、人事異動に伴って変わった委員の皆様をご紹介します。 島根県松江警察署署長・伊藤 委員です。本日は代理として、交通総務課長様にご出席でございます。 島根県松江県土整備事務所長・中村 委員です。 任期につきましては、前任の委員の任期を引き継ぐため、令和 7 年 8 月末までとなります。 また議席番号については、前任の委員の番号を引き継ぎますので、それぞれ 5 番、14 番となります。 また、公募委員であった吉儀委員については、ご自身からお申し出があり、都合により委員を退任したいという申出があり、1 月末をもって、退任されました。 これに伴い、再度、公募委員の募集を行った結果、新たに 2 名の方が就任されましたので、ご紹介いたします。 須山 委員でございます。 また、堀江 委員については、本日は欠席でございます。 議席番号については、16 番、17 番になります。 任期については、令和 7 年 8 月末までとなっております。お世話になりますが、よろしくお願いいたします。
事務局	細田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
細田会長	(挨拶)
事務局	ありがとうございました。これから後の議事進行につきまして

は、細田会長のほうにお願いをいたします。

細田会長

はい。それでは早速、進めさせていただきたいと思います。まずは本日の出欠状況について確認をいたします。本日は1名が欠席ですので、17名中16名の出席です。出席委員が過半数に達しておりますので、「松江市都市計画審議会条例」第6条に基づきまして、今回は成立しているということを確認いたします。

細田会長

続いて公開の確認ですけれども、本日の審議会の公開・非公開に関しまして確認をさせていただきます。本日の審議会につきましては「都市計画審議会運営規則」第5条に基づきまして、公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員承認)

細田会長

それでは、公開とさせていただきます。それでは、本題に移りたいと思います。「新たな土地利用制度の検討について」、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

事務局

私のほうから「新たな土地利用制度の検討について」ということでご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

まず、皆様、資料1のほうをご覧くださいと思います。「新たな土地利用制度の検討について」ということですが、今回は市民意見交換会の報告ということをメインでお話をさせていただきます。令和5年度より「新たな土地利用制度の検討」というものを進めておりますが、今回、この意見交換会を踏まえて新たな制度の詳細検討のための地域実情の把握、これをするための目的として市民意見交換会を開催させていただいております。

資料1の2ページ目ですが、開催概要をご説明させていただきます。開催期間は7月から8月の後半までの中で開催をさせていただいております。対象地区ですが、市内に29公民館区がありますが、そのうち市街化調整区域が存在する19公民館区、この19区を対象に開催しておりまして、計213名の参加をいただいたという状況でございます。

内容でございますが、まず松江市のほうから以下について説明をしたということで、3点、資料を用いて説明しております。1点目が「新たな土地利用制度で『変えたいこと』と『守りたいもの』について」というタイトルでご説明させていただきまして、松江市として守るべきエリアの考え方というものを提示させていただいたということがございます。2つ目が「農地の土地利用について」ということで、農用地区域の見直しなど、そういったお話を、農地に関わるお話を説明させていただいた。そして3つ目は「公民館区ごとの各種データ」を用いまして、公民館区ごとの状況を紹介した、提示をしたというところでございます。そして、それを踏まえて、参加者の皆様との意見交換会ということで「地域ごとに期待する変化や守りたい環境について」聴取をさせていただいたというところでございます。

では、3ページ目でございます。こちらが19公民館区で、日付とそれぞれの参加人数というものをご紹介しておりますので、またご覧をいただければと思います。

それでは、次のページから実際にどういった意見が出たということの報告になるのですが、その前に参考資料1、2、3がございますが、こちらをご覧くださいませでしょうか。実際にこういった説明をした上で意見交換会をさせていただいたということで、まず、松江市からどういった説明をしたかというのをかいつまんで紹介させていただきたいと思います。

ではまず、参考資料1、こちらの資料でございますけれども、こちらのほうから説明させていただきます。参考資料1については「新たな土地利用制度で『変えたいこと』と『守るべきもの』」ということで、都市政策課のほうから説明をさせていただいております。

1ページ目で全体のロードマップを掲載しておりまして、今回の意見交換会の目的ということで説明させていただいたというところでございます。

では、2ページ目でございます。まず「新たな土地利用制度で『変えたいこと』」ということでご説明させていただいております。「『出来ない』から『出来る』への転換」ということで、このことによって誰もがチャレンジしやすい環境の創出、ひいては松江市が目指す「『市域内のバランスのとれた発展』の実現」、これを目指していきたいということを説明させていただきました。

「『出来ない』から『出来る』への転換」というものをもう少し具

体的に言うと、現状、市街化調整区域においては「原則、新たな建築が出来ない」という状況でございます。これを制度の見直しによりまして「原則、新たな建築が出来る」と、「出来ない」から「出来る」へ転換するということでございます。

それでは、次のページでございます。3 ページ目は、少し制度の内容、用語の説明などの紹介をさせていただいたということでございます。特に制度の見直し後の非線引きと、右側のほうでございますが、この中の用途白地、用途地域の設定がなく、建物の用途（種類）に制限を設けない地域という用途白地について、今回、大きく影響する、ここがメインテーマだということでございます。

それでは、次のページです。4 ページ目は「新たな土地利用制度の創設で期待すること」ということで、1 つ実例を挙げておりまして、集落の空き家・古民家、こういったものが、今までよりも活用しやすくなったということを説明させていただいております。

では、5 ページ目でございます。ここからは「新たな土地利用制度で『守るべきもの』」という視点でお話しさせていただきまして、2 つございます。1 つは「守るべきエリア」という考え方。2 つ目は「守るべき居住環境」という考え方でございます。

それでは、次のページでございます。この6 ページ以降で、松江市として、行政として考えている「守るべきエリア」というものを4 つ提示をさせていただいております。この「守るべきエリア」については、制度が変わりまして、「原則、新たな建築が出来る」というくくりになったとしても、それぞれ、エリアの考え方から、建築できるエリアから除く、そういった何らかの制限が必要ではないかと考えているということで提示をさせていただいております。

そのうちの1 つ目が、この6 ページ目の「災害が発生する危険があるエリア」ということでございます。具体的に申し上げますと、例えば災害ハザードのそういったエリア等でございます。こういったエリアについては、人命を守るという観点から居住に適さないとして、建築できるエリアから除いていきたいと、そういった考えを行政としては持っているということでございます。

では、次のページでございます。2 つ目の守るべきエリアとして提示しているのが「優良な農地」ということでございます。「優良な農地」の定義については、後ほどの資料で出てまいります。この優良な農地についても、農業を守るという観点から建築できるエリアから除いていく、そういった考えを持っているということでございます。

ます。

次のページでございます。8 ページ目です。3 点目のエリアとして「自然」というものを挙げております。具体的には自然公園であるとか保安林、そしてそれ以外の山林というエリアということでございます。豊かな自然環境の保護であるとか、防災上の観点、こういったところから自然というくくりの部分は守るべきエリアと考えているということでございます。

では、次のページでございます。最後の 4 点目でございますが、「文化財」ということでございます。文化財のエリアが市内にもいろいろ点在しております。こういった文化財のエリアについても、具体的に守るという観点から、建築できるエリアから除いていく考えがあるという説明をさせていただいていることでございます。

それでは、次のページ、10 ページ目でございます。このページは「守るべき居住環境の検討」ということでご説明したページでございます。用途白地、制度が見直しになった後の用途白地においてですが、用途白地とは、先ほども少し説明しましたが、原則、建築ができるエリアになるということでございますが、実際に何も制限を設けないとした場合に、あくまで一般的にということでございますが、一般的に言われている懸念事象というものを少し紹介させていただいたというページでございます。4 つ事例を挙げております。

1 つ目が「農住混在の影響」が起り得るのではないかということでございまして、今、郊外のエリアというのは農地が広がっております。こういったエリアの中に、一部住宅が建つことができるようになると、住宅と農地が混在して、いろいろ作業音だとか、臭い、土埃、そういったトラブルが発生する可能性がある。このことが営農環境に悪影響が出るのではないかと。そういった可能性があるということで提示をさせていただいているということでございます。

2 つ目が「建物用途の混在」ということでございます。用途白地という部分については、建物の用途、建物の種類に制限がないという状況でございますので、住宅のすぐ隣に工場ができることがあり得ると、起り得るということで、そうすると住環境が悪化する可能性があるのではないかと。このことを挙げていることでございます。

3 つ目が「市街地の拡散」ということでございます。今まで「出来ない」から「出来る」へ転換をするということで、建築・開発が

できるエリアが広がっていくとなりますと、市街地が無秩序に広がっていくことも可能性としてはあるということでございまして、こういうこととなりますと、松江市が目指している都市構造でありますコンパクト・プラス・ネットワークの形成、こういったことに支障が出る可能性があると考えていることでございます。

4点目の「必要インフラの増大」、こういうものについても、市街地の拡散に影響する部分でございますが、市街地が拡散する、開発・建設が拡散していくということになりますと、それに伴って必要なインフラ、具体的には道路だとか下水道など、そういうことがございますが、こういったものも同時に必要になってくると。すると、整備もそうですし、今後の維持管理のための費用というものが、将来的に負担となってくる可能性が出てくることです。

この4点はネガティブな事例ということでございますが、何も考えずにいくと、こういった懸念事象が起り得るのではないかという紹介をさせていただいたところでございます。

次のページでございますが、これは先ほど説明しました建物用途の混在するイメージの、少し具体的な事例を紹介しているところでございます。

では、最後のページでございます。この参考資料1のまとめでございます。土地利用制度の見直しによりまして、現行の市街化調整区域では、現在、建築「出来ない」という状況から「出来る」に転換していくということで、このことによりまして誰もがチャレンジしやすい環境を創出したいと考えているということでございます。

ただ一方、同時に秩序あるまちづくりを進めるため、「守るべきエリア」と「守るべき居住環境」についても、しっかりと考えていく必要があると考えております。「守るべきエリア」につきましては、先ほど4つ提示をさせていただきましたが、災害が発生する危険があるエリア、優良な農地、自然、文化財。このエリアについては、行政として、松江市として何らかの制限を導入する必要があるのではないかと考えていることでございます。

そして「守るべき居住環境」ということで、少し事例も交えて紹介させていただきましたが、用途の白地で起り得る懸念事象について、しっかりと考慮していく必要があるということでございます。

ということで、地域ごとの「守るべきもの」について、皆様のご意見をお伺いしたいというところで、意見を求めていった、意見交

換会をしていったということでございます。以上が参考の 1 の説明でございます。

次に参考 2 の資料をご覧くださいと思います。参考 2 の資料は、松江市の農政課のほうからの説明でございまして、「松江市における農地の土地利用について」というお話でございます。

では、次は 2 ページ目でございますが、まずこの 2 ページ目は「優良な農地の種類について」ということで、先ほど松江市の守るべきエリアとして「優良な農地」を挙げましたが、そこについても少し説明しております。

具体的には、この「優良な農地」というのが 2 つ定義されておまして、1 つが農用地区域の中にある農地ということでございます。農用地区域ということでございます。2 つ目が第 1 種農地ということでございまして、それぞれ「農振法」「農地法」で定められた農地ということでございます。こういった農地のことを「優良な農地」と定義をしているということでございます。

では、3 ページ目でございます。次のページでございますが、このページについては「農地の農地以外の利用について」ということで、少し説明をしたページということでございます。都道府県が定めている農業振興を図るべき地域、農業振興地域と呼びますが、この中で農用地区域というものを市町村が指定をしていると。この区域において開発行為を行うには、区域から除外する手続き、農振除外の手続きというものが必ず必要ですということです。10 ヘクタール以上のまとまりのある農地や生産力の高い農地などは、農地以外に利用することが原則制限されていますということで説明をさせていただきます。

では、4 ページ目でございます。この 4 ページ目では「今後の農地の土地利用について」ということで、松江市の農地のあり方と出ておりますが、まず右側の上のほうです。保全すべき優良な農地、生産性の高い農地については、今後も農地の維持・保全の管理に努めていきますということにしております。

ただ一方、その下側の部分でございますが、土地利用制度の見直しに併せて、法律の範囲内で農業上の利用を確保すべき区域、農用地区域の指定を見直していきますというところで説明させていただいております。左下のほうには、そのスケジュールも掲載をしているということでございます。以上が参考 2 の説明でございます。

そして最後に参考資料の 3 ということで、こちらがタイトルを「各種データ」としてありますが、この参考資料 3 については、公民館区ごと、地域ごとにそれぞれのエリアに沿った資料を提示しておりますというものでございます。

2 ページ目でございますが、人口増減の状況ということで、まず紹介させていただきました。これは市域全域を表示しておりますので、どの公民館区でも共通でございましたが、平成 7 年から令和 3 年までの公民館区ごとの人口の増減率というものを、まずは紹介させていただいているということでございます。

次のページでございます。3 ページ目でございます。この 3 ページ目についても人口の状況でございますが、これについては、公民館区ごとに、それぞれの公民館区の 2018 年から 2023 年の 6 年間の人口の増減の状況、または生産年齢人口の状況をデータとして提示をしたということでございます。

それでは、4 ページ目でございます。この 4 ページ目も公民館区ごとにそれぞれのデータを提示させていただいておりますが、このグラフは市街化調整区域における開発動向ということで、開発件数を表示したものでございます。現状、市街化調整区域は、原則、建築できないというエリアでございますが、例外がございまして、緩和区域というものがそれぞれ設定をされております。この緩和区域の中では、一定、開発・建築ができるということでございまして、この緩和区域が決定された平成 14 年以降の状況をグラフ化したものだということでございます。これはあくまでサンプルということでございますが、それぞれの公民館区で少し特色なども出てくる部分がございます、こういったものも資料として、データとして提示させていただいたということでございます。

それでは、次に移ります。5 ページ目は「空き家の状況」ということで、こちらは市全域の状況を示しております。当方で入手できるデータから少し空き家率という形で計算をさせていただきまして、その状況を市全域の図面に落とし込んだというものでございます。これも 1 つの意見交換会のネタとして提供させていただいたということでございます。

それでは、最後の 6 ページ目でございます。こちらの図面も、それぞれの公民館区に沿った図面を提示をさせていただいております。この図面は何かと申しますと『『守るべきエリア』等のイメージ図』とタイトルにありますけれども、このピンク色で色付けられて

いる部分が市街化区域でございます。要は、それ以外の部分が市街化調整区域、または都市計画区域外の部分もございます。

市街化調整区域の中で緑で塗られている部分がございますが、緑も少し色が違って2種類ございますが、この緑が1種農地と農用地区域ということでございます。つまり、先ほど説明いたしましたが、優良な農地と定義されている農地だということでございます。

そして黄色で塗られている部分が点在しております。この黄色い部分は土砂災害警戒区域であるとか、文化財のエリア、自然公園区域であるとか、そういったことでございます。

それ以外に、ちょっと薄い青色で示されているのが森林区域ということでございます。

つまり、緑色、黄色、この薄い青色の部分については、参考の資料1で松江市から提示をした、松江市として守るべきエリアといった考えを持っているエリアというのを表示しているということでございます。

そういったエリアを色付けしていった中で、最終的に白抜き、何も色が付いていないエリアが出てきております。こういった白抜きのエリアは、今回の土地利用制度の見直しによって一番大きく影響する、そういったエリアであるということでございます。

ということで、参考の3まで説明をさせていただきましたが、こういった資料、データを提示させていただいた上で、意見交換会に移っていったということでございます。

それでは、資料が飛んで申し訳ありませんが、資料1のほうに戻っていただきまして、4ページ目から再度説明をさせていただきます。

この4ページ目から、では、実際にどんな意見が出たか、どんな意見をいただくことができたかということで。または、すべての意見を網羅するのは難しいので、制度設計関連の意見、そして農地関連の意見ということで、大きく2つにまず分けまして、そのうち制度設計関連についても中タイトルで3つほど項目分けをしております。それぞれ説明させていただきます。

まず4ページは、制度設計関連の内容ということで、1つ目が、線引き廃止に対するご意見をいろいろいただいたということでございます。具体的には、自由な土地利用をしたいので、線引き廃止を、ぜひ待ち望んでおりますというような肯定的な意見もありましたが、一方で、開発型の志向のまちづくり、こういったことに転換

していくんじゃないかという、そういったことに懸念を持たれる方、そういったご意見も一方でいただいたということでございます。

2 つ目が、住環境、営農環境への影響についてのご意見も多くいただけたかと思っております。資料の中でこちらからも、懸念事象などの説明をさせていただきましたが、そういったところも踏まえて、インフラの整備だとか管理といったことの行政コストの増加であるとか、営農環境だとか、用水、水環境への影響、または地域が望まない建築物の建築。こういったことについて懸念がありますというご意見を多くいただいたかと思っております。

また、現在、開発許可制度というものがございしますが、開発許可制度に対応しております適正な道路幅員の確保だとか排水施設の設置。こういったものは、新たに開発が起こったときに、開発許可の中で対応すると、指導するという部分がございしますが、このことについてはしっかりと継続をしてくださいといったご意見をいただいたということでございます。

そしてマンションとかアパートの建築、共同住宅といったものに対してのことでございますが、1 つは、高いものが建つことによる住環境だとか景観への影響があるというようなこと。そしてもう 1 つは、地域コミュニティの活性化に寄与するの否かという、そういった 2 種類の観点から、このマンション・アパート建築については、肯定的な意見もありますし、否定的な意見もあったということで、それぞれのご意見をいただいたという状況でございます。

最後に一番下の部分ですが、まちづくりの考え方についての意見ということで、今回、地域ごとの考え方というものを伺いたったところでございますが、そういう地域のまちづくりの考え方に沿った土地利用の見直しをしてくれというご意見もしっかりといただいたということでございます。

それでは、次の 5 ページ目でございます。上の方がご意見の中の農地関連ということで分類をしました。大きく 2 つに、2 種類に分けました。上のほうは「農地の土地利用の見直しについての意見」をいただいたということで、具体的には、耕作放棄地を何とかしてほしい、自由に使えるように緩和してほしいというご意見。そしてもう 1 つが、担い手が、もうなかなかいない、将来が見えないということで、今はよくても将来的には農地の自由利用をしたいと。そういった現状の農地の土地利用の考え方の見直しについてのご意

見を多くいただいたということでございます。

そしてもう1つが「松江市の農業政策の今後についての意見」をいただいております、農地だとか営農環境をしっかりと保全をしてほしいというご意見をいただいておりますし、今後の農業政策をどう考えていくかというご意見もあったということでございます。

ということで、ちょっと主なご意見しか紹介はできませんでしたが、こういったご意見をいろいろいただきまして、それを踏まえての下側になりますが、「意見を踏まえた今後の対応」ということで、松江市として考えている部分でございます。

まずは、守るべき4つのエリアを提示させていただきました。災害ハザード、優良な農地、自然、文化財。この考え方については、おおむね異論はなかったと思っております。ただ、農地の土地利用の考え方、優良農地の考え方については、いろいろとご意見をいただいたということがございますので、今後、農用地区域の見直しというものがございしますが、これと連携をして進めていくということでございます。

2つ目が、線引き廃止後の用途地域の範囲であるとか、その他の制限手法、開発許可が必要になる面積について詳細検討を進めるということでございます。要は今回ご意見をいろいろいただきましたので、それを踏まえて制度の詳細の検討を進めていくということでございます。

最後に、住環境とか営農環境の保全を求めるという意見も多くいただきました。今後、実際に松江市ではいろいろと事業者の方にヒアリングをしていきたいと考えております、事業者による開発ニーズなどをヒアリングできたらと思っておりますが、こういった開発ニーズと照らし合わせて、今後、制限の強度を検討していくことも進めていきたいと考えているところでございます。

それでは、次の6ページ目です。6ページ目以降は、もう少し地域ごとにどんな意見があったかということを可能な限り紹介させていただきます。この6ページ目は、主に湖北地区をピックアップしているという状況でございます。湖北地区は農地も多いエリアでございます。農地に対するお話なんかも、いろいろとご意見をいただいております。

また、生馬地区は、結構地域の中でいろいろとご意見があったのですが、開発を進めてほしい、土地利用を自由にしてほしいといった意見を多くいただいたエリアかなと思っております、特に1つ紹

介させていただくのが、北道路整備をきっかけに新しいまちづくりをしたいというご意見をいただきました。

今、北道路というのが橋北地区の外循環線として、今、整備を始めた、整備中だというところですが、この生馬地区に北道路のインターチェンジが2つ予定をされているということがございまして、そういった北道路整備と連携して土地利用制度を考えてくださいと。それによってまちづくりをしていきたいですといったご意見をかなりいただいたということがございます。

次の7ページ目は、橋北地区のエリアということでございます。このエリアは、特に持田、川津、朝酌エリアについては、調整区域でございますが、一定、緩和区域が設定されておりますので、調整区域の中でも一定の開発が現状あるというエリアだと考えております。その中で、いろいろ農業環境への影響のことであるとか、インフラの整備の考え方のことであるとか、そういった今後のことを懸念するようなご意見もいろいろいただいているというところでございます。

持田地区なんかでいうと、現状、先ほど申し上げたように緩和区域のところ、アパートの建築なんかもございます。ご意見として、アパートが増えていることによって児童が増えていると、そのことで地域に元気が出たように感じていると。こういったアパート建築などの肯定的なご意見をいただいたということがございます。

一方の本庄のほうでは、マンションだとか企業団地といったことができるのは賛成ですけども、しっかり景観についても考えてほしいといったご意見もいただいていたということがございます。

8ページ目でございますが、8ページ目が市街地のエリアでございます。市街地のエリアですが、一部調整区域が含まれているので、今回の対象としているエリアでございます。このエリアで多くいただいた意見としては、今後のインフラの整備、将来的なコスト、そういったことについて、このエリアの中でいろんなご意見をいただけたかなと考えているところです。

また、津田地区については、大橋川沿いの部分で農地なんかが残っているエリアがございまして、そういったところの方から、農業をしているところでアパートが建つと、農業がやりにくくなる。そういったことを懸念しているというご意見もいただいたということがございます。

それでは、次のページの9ページです。最後に橋南エリアの表示

をしております。この中で、特に大庭地区でございますが、大庭地区で今回ご意見をいただいた中では、しっかりと農業、農地、営農環境を守ってほしいというご意見を多くいただいたと思っております。一方で、他のエリアでは、耕作放棄地のことであるとか、将来的な後継者の話だとか、そういったところで、農地の使い方を自由にしてほしいというご意見もいただいているというところなんです。そういった部分は、少し地域差というか、そういった部分が出てくるのかなと考えているところでございます。

東出雲は、現在の市街化区域の中のお話でしたが、市街化区域においても、工場の横に家が建つといったことが起こっていると。要は建物用途の問題ということでございます。そういった状況があるので、線引き廃止をすると、余計にこんなことが起こるようなご心配をしているといったご意見もいただいております。

あと、玉湯のほうでは、調整区域を含めて開発が盛んなエリアでございますが、湯町だとか玉造のエリアではアパートが多く建っているということでございますが、これがなかなか自治会加入につながっていないということで、そういった視点からアパートの立地には否定的であるといったご意見もいただいたということでございます。

こうやって6ページ目から9ページ目までの中で、それぞれのエリアの意見を紹介させていただいたということでございます。資料の説明は以上でございます。

細田会長

ただいま、事務局から資料の説明がございました。これより皆様からのご質問、ご意見を伺いたいと思いますけれども、ちょっとおさらいということで、私の理解していた範囲で少しお話をさせていただこうかなと思います。

参考3の5ページ目を見ますと、松江市の中心部の周りに茶色い線で囲ってあるのが市街化区域。玉湯のほうとか東出雲のほうにも飛び地でございます。その緑色の線で囲われているエリアと、先ほどの茶色の間が市街化調整区域ですけども、ここが全部フリーになっていくということではなくて、その次のページを見ていただくと、6ページ目を見ていただければ、優良な農地と先ほど言われたところもあるし、これにハザードなんかもう少し詳しくすると、

もっとエリアが絞られるので。

全域がばさっと開発できるわけじゃなくて、物理的にできないところとかもたくさんありまして、やはり市街化区域の外縁部、近接部というのですかね。その辺りから徐々に開発が進んでいくのかなという気はしております。ただ、沿線沿いなんかだと、ひょっとしたら農地を転用して、開発の商業地とか工場地みたいなものが計画されるかもしれない。

線引きを外すという意味合いは、そういう意味合いと、もう1つは、既存集落の集落内であったり、その集落の周りで、空き家活用だとか、新しいスタイルだということ、なりわいというものが発生するという意味で、その線引きを外すと、その両面の部分ですね。これまで開発ができなかった部分と既存集落と両方に意味合いがある。

そういった中で各公民館区の状況を見ていくと、やはりまだら模様というか、各地域にいろんな意見があるので、ひょっとすると、これからは、あるゾーニングというか、地域ごとなどで、ある程度ルールを作る。ある地区ごとになるのか分からないですけども、そういうかなり細かなルール設定というものも考えられるかもしれないし、いやいや、もうちょっと広域的なルール設定が要るのではないかという話もあるかもしれないということで、そのあたりが今後の制度設計に重要になっていくのかなと考えています。なので、野放図にフルオープンというわけではないよと。そのあたりは、各委員でご認識いただければ幸いかなと思っております。

それでは、各委員の方から、何かご提案ですとか、ご質問やご要望、また、それぞれ住まわれているところとか、委員さんであれば、それぞれ地元の地域というものがあると思いますけれども、お話しいただけたらと思いますがいかがでしょうか。

海徳委員

ご説明をありがとうございました。ちょっと確認でして、この住民説明会といいますか、各自治会におかれて、公民館区でされた説明会ですけども、参加者の年代みたいなものがあって何か掌握されていますでしょうか。

事務局

ありがとうございます。詳しい年代とかまでは記録はしていないのですが、幅広い年代に来ていただけたのかなと思っております。ただ、どう言ったらいいでしょうか。ものすごく若い方が多

いかというと、そうではないというのが正直なところです。

海徳委員

すみません。続いて、すみません。あと、災害ハザードマップと
いいますか、災害のところで区別するということで、俗に言うレッ
ドゾーン、イエローゾーン等、浸水地域というか、要は浸水しやす
い地域も対象と考えてよろしいでしょうか。

事務局

基本的には浸水地域のほうが対象ということで考えていただけれ
ばと思います。ただ実際に、建築、開発の規制のほうで、どのよう
な形で規制するというところになりますと、それぞれの調整が必要
なのかなと思っております。

海徳委員

はい、ありがとうございます。

細田会長

その他。はい、どうぞ。

松浦委員

最初の説明資料の2ページのところに「新たな土地利用制度で『変
えたいこと』」と書いてあって、誰もがチャレンジしやすい環境の創
出と。ちょっと具体的にイメージが湧かなくて、どういったことが
あるのかなと思って。規制というか、できないというところのもの
は分かるし、できるということも分かるのですが、チャレンジしや
すいというのは、どういったことをイメージしたらいいのかなと思
います。

事務局

はい、ありがとうございます。資料でいいますと、参考1の4ペ
ージ目のあたりで紹介をさせていただきましたが、あくまでも一例
といいますか、ですけれども、市街化調整区域のところも、わりと
空き家とか古民家といったものが多くございます。こういったもの
を活用したい場合に、どうしてもワンクッション、ルールがござい
ますので、時間がかかったり、場合によっては審査会のようなもの
が必要であったりといったこともございます。こういったものがス
ピーディーに活用されるようになるのかなというところで期待の1
つとして捉えているところでございます。

細田会長

ありがとうございます。他の県では、集落ごと宿泊施設のような
形で、受付棟が1つの古民家にあって、集落のそれぞれの場所で宿

泊して、他の場所で食事するみたいな、そういう思い付きをされる事業者さんもおられますので、そういったところは、今の市街化調整区域では全然できないと思いますので、用途変更という整備が必要です。そういうこともあるかなと思います。その他、ありますでしょうか。ああ、じゃあ次に。

野々内委員

それでは、農地のことについてお尋ねをしたいと思います。都市計画の中では、ある程度ゾーニングが自由にできるということで、今日、こういうお話になったのですけれども、農地はなかなかやっかいなところがあって、「農振法」という法律があって運用されておりますが、いただいた資料の参考2の一番最後のページのところで「市町村は『農振法』に基づき、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、その結果によって見直しを行っています」となっておりますが、直近、基礎調査をされたのか、するのか。ちょっとそれをお聞かせください。

事務局

今現在の松江市の農振計画ですけれども、直近で調査をしたのが令和2年に基礎調査、元年から2年にかけて調査を行って、令和3年の4月に今の計画に改定をしています。それは元年に調査をしている。そのときに、だいたい農林業センサスの数字を使って、調査を1つ、いろいろ人口ですとかを調査するのですけれども、その元年から2年にかけては、農林業センサスが令和2年に調査されていると思いますので、そのときのデータは、その5年前の平成27年のデータで調査をしていると。

次は、令和7年に基礎調査を行って、8年にかけて計画を検討していきたいと思っております。農林業センサスが、また今度は令和7年に行われますので、今度調査するときも令和2年の数字を使うことになると思っております。

野々内委員

状況は分かりました。実態を見ますと、市街化区域に隣接した調整区域がありまして、そこがかなり前から荒廃をしている土地が、集団的な土地があります。というのは、わりと比較的、令和元年の調査なのだけでも、基礎調査が終わっているのかなという感じをちょっと受けるんです。実際のところ、その所有者というのは、市街化区域内の方で小作人に貸して水稻をやっていた。ところが、両方とも年を取ったが故に、農地を耕作している人は亡くなって耕作放

棄地になっていると、そういう現状があります。

そういう実態というのがかなり前からあって、この計画に反映されていないんじゃないかなという感じがいたしております。ぜひ、そのあたりは今回の見直しにかけて、詳しく調査をしていただきたいなと思います。

事務局

ありがとうございます。また具体的にどこかといったこともお聞かせいただいて、参考にさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

細田会長

はい、ありがとうございます。その他、ありますでしょうか。

田中委員

お願いします。参考の3のいちばん後ろのページのところなんですけれども、『『守るべきエリア』等のイメージ図』ということですが、これは具体的にどこかのエリアで、真っ白に残るところが具体的に分かるような地図というか、そういった資料は作ってただけなのか、それはいつ頃までにできるのかというのが聞きたいことと。

参考資料の1の3ページだったかな。用途白地になると、住宅系のところに隣接しているところは特に、住居とお互い、農業をやっている方はアパートが心配だと、住居としてやっている人も近くに何が建つか分からないという懸念があるという形で、お互いに戦々恐々としている感じなので、そのへんをうまく折り合いをつけないといかないなということを感じました。

あと、長くなりますが、参考資料1の4ページのところに、用途変更がやりやすくなるとありますが、用途変更って、そんなに簡単なものじゃないですが、簡単になるんでしょうか。私の経験上、古民家を飲食店にしようと思ったときに、いろいろ規制があって大変だったなというのがございますが、そのへんの、この線引きから用途白地になることで、大きく変わるとか、それは変わらないとか、そのへんのところも教えていただけると。

細田会長

はい、事務局から。3点でしたね。最初は、マップはいつ頃にできるのか。

事務局

最初のご質問にお答えします。実際、意見交換会の中でも具体的

な、もう少し制度のたたき台を見せてもらわないと、ちょっとなかなかと、ご意見もいただいていたところでございます。今後、参考資料の６ページですが、こういう提示はしておりますが、もう少し制度のたたき台というような資料について、年度の、今年度の末以降のところ、再度、また市民意見交換会などを改めて考えていきたいと考えております。その中で、もう少し進んだたたき台の資料を提示できればと、今考えているところでございます。

細田会長

その他、いかがですか。

事務局

空き家の関係の用途変更の話がありました。確かに飲食店への変更というのは、なかなか簡単にはいかないと思っております。といいますのは、市街化調整区域ということで、基本的には農地を保全するエリアということでございますので、逆に農家をされたりとか農業の施設であれば、ハードルは非常に低い、比較的簡単にいくと思っておりますが、飲食店ということになりますと、さまざまな地域、市内全域も含めて人気があるようなお店ができますと、その周囲に影響があるということで、若干審査がかかるような形になっていきます。

具体的に言うと、基本的には、今、緩和条例というものをを用いております、先ほどのこの図でいいますと、参考の「●●公民館区」の６ページのところですけども、白い中にも一定程度、幹線道路の沿道ですとか、既存の集落が数十戸単位であるところとかいうものは、緩和をしているということで以前も紹介をしたところでございます。こういったエリアについては、店舗というのができるようになってございます。

ただ、このエリア以外、ちょっと分かりにくいですが、白の中に緩和条例が入っているエリアと、そうでないエリアが存在しております。純粋にそうでないエリアということになりますと、建てられることは非常に少ないという状況でございます。

飲食店をしようと思ったら、例えば非常にいい古民家がそこあって、状態も非常にいいと。やりたいというプレーヤーの方もいらっしゃるというときに、こちらに相談に来ていただいたときに、すぐにはできませんということを行うことになります。どうしても周囲のインフラが、道路が狭かったりとか、調整区域といったところがございまして、すぐにはできないと。ただし、こういったもの

をクリアしていけばできますよといったお話をします。

それが1つに古民家が、それが古民家たるかどうかとか、一定、年代とかによって認められる場合もございます。あとは、その地域のエリアがどういったエリアなのかといったところ。例えば観光資源があったりとか、そういったエリアだと、またちょっと違ってくるところもございますので。

どうしても、段階を踏むということがございます。最終的には、年に数回程度しか開かれないと思いますけども、開発審査会なども通してやっとならざるようになるといったこともございますので、それはいろいろと、どうしても説明の段階があって、すぐにできないということがございます。こういったことが、線引き制度によらないということになりますと、非常にスピーディーになるのかなというところで考えているところです。すみません。ちょっと長くなりました。以上です。

細田会長

田中委員、いかがですか。

田中委員

ありがとうございます。用途変更につきましては、何らかの段階を経て、最終的には許可というか、確認というか、そういうことで可能になるという。そんな簡単に「はい、できますよ」ということではないということですね。審査会なり、何なりを開いて。

細田会長

でも線引きがなくなったら、そこがなくなるということですか。開発審査の。

事務局

すみません、いいですか。さきほど答えたのは、現状のほうをあまりにも詳しく話をしてしまったので。将来的にもそのままイメージに捉えられる方が多いかなと思って。今現状は、開発審査会にかけたりとか、いろんな「都市計画法」上の手続きを踏まないといけない。

これを今後は、要は「都市計画法」の審査というのは、市街化調整区域でなくなりますので、基本的には「都市計画法」上の用途変更の網というのなくなります。基本的には、何でも建つよという形が用途白地になってくるということです。

ただ、田中委員がおっしゃられますように、まだ「都市計画法」以外に、当然「建築基準法」。これは規模にもよりますが、あ

る程度の規模の建築物になると、例えば住居から、こういった飲食店に変えるということになりますと、用途変更手続きということ。これは「基準法」上の用途変更というのが出てくるかなと。

ただ、その規模によらないものは、要は手続きがかなり減ってくると思いますか、手続きを経なくてもできてしまうというようなことになるというのが、今回のこの制度改革によって出てくることかなと思っております。

細田会長

ただし、衛生的なところとか、そういうのはきちんと。

事務局

そうですね。個別に申し上げれば、例えば宿泊施設にするのであれば「消防法」の関係でありますとか、飲食店なら「食品衛生法」であるとか、いろんな、たぶん個別の法律が関わってまいります、それは今、都市計画の用途変更手続きがあろうが、なかろうが、それは今現状でも必要な手続きということで、個別法でかかっています。

都市計画で、たぶん今一番厳しくかけているのが、都市計画の市街化調整区域での制限が一番大きいかなと思っておりますので、その足かせになっている部分は、今回の制度改革によってなくなるかなと思っております。以上でございます。

細田会長

はい。ありがとうございます。それでは、森委員。先ほど、手が挙がって。

森委員

森です。よろしくお願いします。ちょっと教えていただきたいことがございまして、今回、こういった形で線引き制度がなくなるということは、現在、課されている税制上の水準も、それに伴って、要するに、白紙というか、一回全部、税制というのですかね、今課されている税金の水準も見直しの対象になるという理解でよろしいでしょうか。

もう1つとして、また税金に関わる話ですけれども。農地であるとか、先ほど「守るべきもの」についてのご説明を受けましたけれども、農地なんかもそういったところに入ってくると思いますが、松江市として税金の水準を自由に設定、自由にというか、設定することができるということであれば、そういった税制上の設定によって、大胆に設定することによって、政策的に誘導することが可能に

なるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

資料の中には税の話は入れてなかったですけども、公民館区を回る中で、やはり税の意見というものは、関心が高いといいますか、いろいろとご質問を受けたというところでございます。

まず、税が上がるかとかいうご質問がよくございます。市街化調整区域に開発が進めば、税金が上がるんじゃないかというご質問を受けることがあります。

われわれとしては、そこについては、地価の動向といったものに左右されることがございますし、中長期的にどうなるかというのは、どうしても読めないところがあるという返答をさせていただいております。

一般的に言えば、開発が進んで利便性が高まれば、地価は上がる方向になると思いますので、そういったエリアについては上がっていくといったことが一般的には言われておりますが、開発が起らないところもあると思いますので、そういったところは、また違ってくるといふことかと思っております。

それから現状、市街化区域には都市計画税が課税されておりますので、その部分については、都市計画税以外の税制の課題も含めまして、総合的に検討をはじめたところでございますので。土地利用制度の検討と併せまして、税部局のほうを中心に検討していくということになるかと思っております。

細田会長

検討中。はい。その他。どうぞ、須山委員。

須山委員

松江市は国際文化観光都市であり、県都でもあるんですよね。やはり私は、この新しい土地の利用制度は、必ず実現しないといけないと思っています。やはり、さっき言われたように、国際文化観光都市です。県都じゃないですか。県都にふさわしい、島根県を代表する県都でなくてはならないと思っています。

それが故に、自然景観にマッチした美しい都市にするために、新しい土地利用をどういうふうに周知していくか。もう市民全員が共感するようなものにしないといけないと考えます。

私は北アフリカのモロッコへ旅行したことがあります。モロッコは王様の国です。もう、とうの昔から建築物に対しては2階までとか3階までとか、この地区はこういう環境にしろということ

が、開発途上国ですけれども、きちっと整備がなされております。もう、私の国と比べて、はるかにそういうことが進んで、もう帰らなくなってしまうようなモロッコの国です。

そういう松江市になってもらいたいなと思っています。やはり何でもかんでも美しさを表現した松江市に、この制度をどういうふうにやっていくかということも大事だと思います。早期に実現していただきたいです。

ちょっとお話が変わりますけれど、私は八雲町というところに住んでいます。今、現実問題として、農家はもう荒廃地が多くなりました。非常に見苦しいですけれど、これは個々の農家がいろいろな問題を抱えた故に、そういうふうになっている。特に減反政策が、そういう風な環境に従って、農家の勤労意欲をなくさせてしまっている。そこをどう農地をよみがえらすかということを、仮に田んぼを復元するためには、まあ3年ぐらいかかります。今八雲町では、個々の農地が、農業振興除外申請を出して、今16戸の住宅が建つような整備がなされています。松江市まで15分足らず。県庁まで30分足らず。これは今の湖北ですとか生馬の方ですね。そういうところも増えている。これは真剣勝負です。住宅地と商業地、工業地、農業用地。特に住宅地とか商業用地、工業用地は、もういろんなところで高さ制限を設置するようにして、美しいまちによみがえらせる必要があります。

旧松江市のことばかり考えてもらったって困ります。全体が美しい都市にならないといけないと思いますのでね。みんなで協力し合って、この新しい土地制度が必ず実現するように、みんなで協力し合って、やっていきたいと思いますが、皆さん、いかがですか。

細田会長

だいぶ時間が長くなっています。ご意見としてはお伺いするという事で。はい。ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

川島委員

川島と申します。各地区へ出掛けていらっしゃって、いろいろ意見を聞かれたということでございますが、意見の内容も書いてあります。期待度がどの程度あったのかなと。期待度というのは、これから土地が変わることによって、さらに地域がよくなるのかなという期待度です。もう1つの期待度というのは、もう農地も荒れとってどうしようもないくらい、誰もやり手がないから、誰か適当に使

ってくれたらいいという期待度、いろいろあると思いますが、その期待度がどの程度捉えられたという風に思っておられるかをお聞きしたいなと思っています。

というのも、もう今、日本は人口減少社会に入っているんですね。どこの地域もそうで、もう人口は増えないんです。地域を守るために、なかなか難しい。それで今、白地に変えるということですが、実際に今、この松江市の中にも、半島のほうはもう白地がたくさんあります。でも、そういうところは、今公共交通機関も廃止にするとか、減便するとか、維持ができない。その地域の人たちは大変困っているんです。

ですけど、今、皆さん方の考えでいくと、新しいところができたら公共交通機関をしっかりと持ってまいりますという話もされます。それからインフラ整備にしてもやります。水道にいたしましても、今、水道事業というのは、実際の配管施設も老朽化して、これを全体的に改修していかなければいけないという、大変大きい作業が課題に残っているわけです。そういう中で、新たにまた開発地域を増やして、インフラを敷いていく。そういう余裕はあるのか、どうなのか。

空き家にしても、今度、市街化区域についても、空き家がありますよと。空き家についても、うまいこといきますよということですが、実際に市街化調整区域ではなくて、市街地、まちの中にも空き家はたくさんあるんです。それに対しての対応も全然できていない。そして、どんどん、どんどん増える一方。これらに対しましても、松江市はこういう対策をして、しっかりと空き家もこういうふうになっていますよというのをモデル地区として見せていけば、市民の方も、今度、対象になる土地、新たな利用地域になる対象地域の方々も「ああ、今度はこのようになるんだ」という感覚を持たれるんじゃないかなと、さらに期待も高まってきますよね。

それから農地についても、保全すべき農地はしっかり守りますよということを言っているが、農地についても、例えば私は慎重なんですけれど、宍道町にも農業振興地域とあって、大きい50ヘクタールの干拓地をもらいましたが、ここの維持管理もなかなか難しく、耕作者の方々が資金を提供して維持するのは難しくなった。というのは、農業者が減って、自分たちは農業から他産業のほうへ、いわゆる給与取りというのでしょうか。サラリーマンという、そういうふうになくなって、職種を転換する方がいらっちゃって、な

かなかそれに対する費用が出せない。

でも、皆さん方は、今、こうおっしゃっているのだけど、農地の維持と保全、管理に努めますということをおっしゃっているのですが、現状できていないのに、これからもちゃんとやりますよということ、こういうことができていれば、さらに参加した人たちは期待度が高まると思いますが。

そういうすべての今の現状を含めながら、この会合に参加した人たちは、本当に期待度を持って、どういう期待度を持っておられたのか。ただ、ここに出ているものを理屈合わせのように、こうなります、こうなりますでは、私たちはなかなか判断しかねるところがあります。どういうふうに受け止めていращやるのか。

今さっき税の話も出ましたが、税のあり方の委員会もできようでございまして、今後はそういうところへ詰めていくという形になると思いますが、期待度について、どのように思っていращやるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

細田会長

はい、期待度について。

事務局

貴重なご意見をありがとうございます。ポイントは1つ。今回の市民意見交換会で市民の皆さんはどのような期待を持っておられたかということに尽きるのかなと思っております。

これは、さまざまな地域によって、かなり違ってくると思っております。特に市街化区域、要はまちなかから離れております、例えば大野であるとか、秋鹿であるとか、そういった特に湖北地域については、ある意味、正直申し上げますと、今回の土地利用制度の見直し。これは、もうタイミングを逃して遅いというお叱りのご意見をいただきました。今回、これが変わったからといって、土地利用制度が大幅に緩和されたからといって、もうこれだけ地域が衰退している現状においては、何も期待できないと。言葉を選ばずに、そういった意味合いだと思います。たぶん何も起きないだろうというご意見が、特に橋北の大野であるとか、そういった離れた地域でございました。

本庄地域とか、そういったところについては、やはり昭和45年から線引き制度を用いて、それぞれが土地利用制度という厳しい制限を受けている中で、やはり子どもさん方が地域から出ていったと。人口減少も著しい中で、ここについても、やはりもう、非常にこの

タイミングで線引きを廃止しても遅いというご意見をいただきました。

それが、やはり特に郊外地域、特に橋北地域ですが、橋北の市街化区域から離れた地域については、やはり遅いというお叱りの声もありつつも、今回のこの土地利用制度によって、もう一回、若い方々が地元にとどまるんじゃないかとか。あるいは、そういった農地についても、今まで制限があった部分が、優良農地は使えないというルールはご理解いただいています、優良農地でない部分については、土地の有効活用につながって、地域の発展に転換するんじゃないかという期待の声はかなりあったと思っております。

逆に市街化区域の近郊につきましては、期待という部分では、今でも緩和制度があって、かなり開発が起きているという現状を踏まえる中で、期待と不安が入り交じっていたかなというところがございます。自由になるということによって、さらに地域が発展するんじゃないかという期待感と、逆にいろんな懸念事象が起きてくる。例えば公共下水道のない地域に、また住宅団地開発が進んだりということで、そこから出される、公共下水道につながらず、例えば合併浄化槽でやったと。その浄化槽についても、個人管理になった場合にしっかり維持管理がされなくて、そういったものが、要は農業用水に垂れ流しになってしまっ、営農環境に影響を及ぼすんじゃないかといった不安の声とかも、やはり多かったかなと思っております。

先ほど川島委員がおっしゃられましたけども、人口減少の中で、これは全域的に通じてくることだと思いますが、人口減少の中で、水道管であったり、下水道、あるいは道路といったライフライン。そういったものをどんどん、どんどん作っていくイコール、行政がすべて引き取って面倒を見ていかないといけないということに対する不安、懸念というものを多数いただいております。

やはり今回、この制度を考えるにおいては、これまでも行政経営を考えて都市計画をやってきておりますので、そういった都市経営という視点の中で、むやみやたらに、そういったライフラインがどんどん課題にならないようにというのは、これはしっかり考えていく必要があるかなと。これは、都市計画審議会で、今までの、前回も含めてですが、やはりそういった行政コスト。行政コストといいますと、行政だけの支出が増えるということの問題ではなく、その先に誰がそれを支えているかというと、市民の皆様でございま

す。市民の皆様にとって、こういった土地利用制度の転換が不幸にならないようにしないといけないと思っております。

それは税負担ということで、たぶん一番に皆さんが興味のあることだと思っておりますので、そういった市民の税負担がなるべく増えないような土地利用制度をしっかりと考えていく必要があるかなと思っているところでございます。

ちょっと期待と不安を含めてですけれども、全体的に、私は19地区、全部回らせていただいておりますので、それぞれの地域でそれぞれの特色ある期待と不安ということをしかり耳に焼き付けさせていただいたといいますか、しかり胸の中に刻ませていただいたというところでございます。以上でございます。

細田会長

はい。

川島委員

分かりました。やはり、いろんな意見があったということですね。私の懸念しているようなことも、やはり言われたようでございます。

何と言っても、やはり地域に魅力があれば、農業も商業も、さまざまな形でお互いが支え合っていけると思います。定住化につながると思います。須山さんもおっしゃいましたけれど、やはり美しい松江市を維持していく。これも大事なことだと思います。

そういう面で大変課題が多いなと思いましたが、新たに地区を回られて、さまざまな意見があったということを確認させていただいて、さらにわれわれの役目も大変だなということを確認できました。ありがとうございます。

細田会長

はい。ちょっと、時間がだいぶ迫ってまいりましたので、質問は以上にさせていただきます。質問やご意見がありましたら、書面やメール等で事務局のほうへ連絡いただいたら、お答えいただけると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の議題については、これにて終了したいと思います。その他について事務局からご説明をお願いします。

事務局

(10月27日開催のシンポジウムのご案内)

議事録確認者氏名

細田会長

それでは、本日の審議については以上で終わりたいと思いますが、議事録の確認については、議席順により、3 番の海徳委員さん、4 番の川島委員さんにお願ひしますので、事務局からまたご連絡があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局のほうへお返ししたいと思います。

事務局

細田会長、ありがとうございました。議事録については、案が出来上がり次第、またこちらから送付をさせていただきまして、ご確認のほうをお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

また、次回の審議会の日程でございますが、すでに皆様のほうにもご案内、調整をさせていただきまして、11 月の 7 日に予定をしております。詳細については、また後日ご案内をさせていただきまして、資料を事前に配布させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、以上をもちまして、第 57 回都市計画審議会のほうを閉会いたします。本日はありがとうございました。

(終了)

第 57 回 松江市都市計画審議会 議事録

確認者

会長 細田 智久

委員 海德 邦彦

委員 川島 光雅